

商品先物取引業者の情報開示

株式会社 **フジトミ**

(2011年版)

【はじめに】

本書は、平成23年3月期（平成22年4月～平成23年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

なお、以下の*印を付した項目については、「有価証券報告書」をもって記載に代えております。

【記載項目について】

1. 会社の概況

- *①商号、許可年月日等 商号、代表者名、所在地、電話番号、許可年月日及び加入協会名を記載しています。会社の沿革については、別添「有価証券報告書」4Pをご参照ください。
- *②事業の内容 経営組織を掲載しています。業務の内容については、別添「有価証券報告書」5Pをご参照ください。
- ③営業所、事務所の状況 本社及び支店等の名称、所在地及び電話番号を記載しています。
- *④財務の概要 別添「有価証券報告書」2P及び68Pをご参照ください。
- *⑤発行済株式総数 別添「有価証券報告書」20Pをご参照ください。
- *⑥上位10位までの株主氏名 別添「有価証券報告書」21Pをご参照ください。
- ⑦役員の状況 当該事業年度末における役員の氏名、役職名、代表権の有無及び常勤・非常勤の別を記載しています。
- ⑧役員及び使用人の数 役員及び使用人の数と登録外務員数を記載しています。

2. 営業の状況

- *①営業の経過及び成果 別添「有価証券報告書」9～11Pをご参照ください。
- ②取引開始基準 当社における取引開始基準として、受託業務管理規則を記載しています。
- ③顧客数 当該事業年度末における契約口座数を記載しています。

3. 経理の状況

- *①貸借対照表 別添「有価証券報告書」66～67Pをご参照ください。
- *②損益計算書 別添「有価証券報告書」68～69Pをご参照ください。
- *③株主資本等変動計算書 別添「有価証券報告書」71～73Pをご参照ください。
- *④個別注記表 別添「有価証券報告書」74～77Pをご参照ください。
- *⑤監査に関する事項 上記①～④については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。別添「有価証券報告書」に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」をご参照下さい。

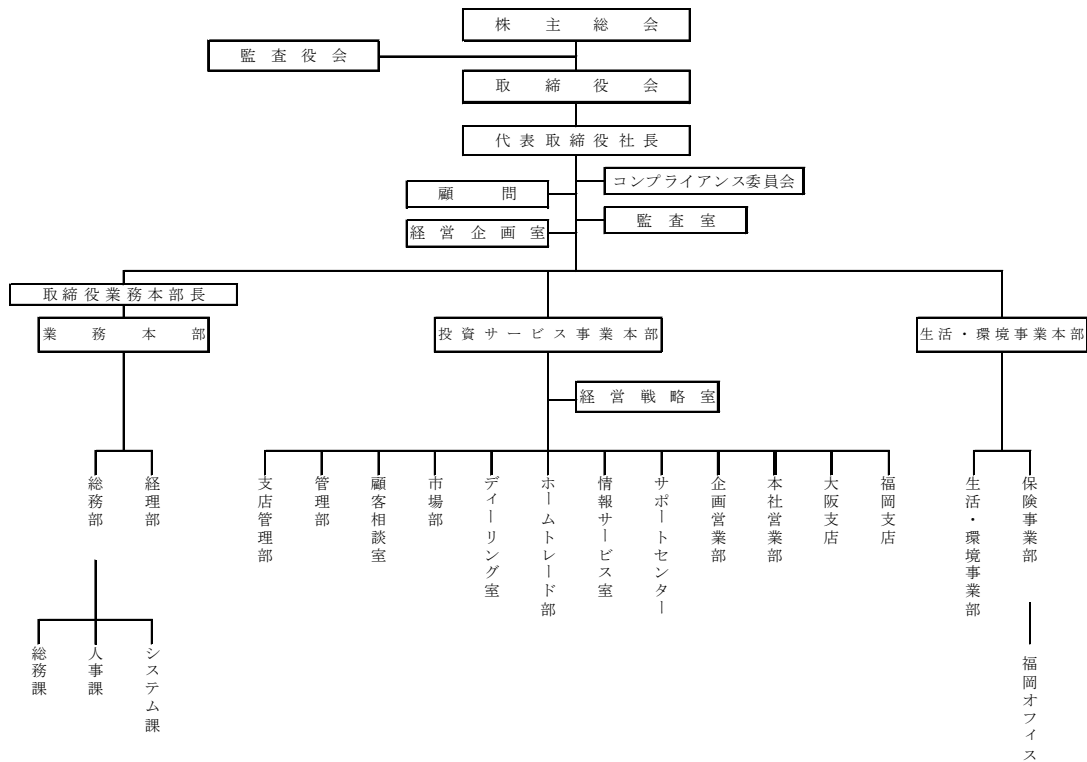
記載項目 1 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商 号 株式会社フジトミ
 代表者名 代表取締役社長 細金 英光
 所在地 東京都新宿区大久保一丁目3番17号
 電話番号 03-3209-5500
 許可年月日 平成23年1月1日
 加入協会名 日本商品先物取引協会
 日本商品先物振興協会
 (株)日本商品清算機構
 日本商品委託者保護基金
 会社の沿革 別添「有価証券報告書」4Pをご参照下さい。

② 事業内容

【経営組織】



業務の内容については、別添「有価証券報告書」5Pをご参照下さい。

③ 営業所、事務所の状況

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本社	東京都新宿区大久保 1-3-17	03-3209-5500
大阪支店	大阪市中央区南船場 3-4-26 出光ナガホリビル 11階	06-6241-9511
※福岡オフィス	福岡市早良区西新 5-3-9 WEST. BLD 1階	092-846-2960

※福岡オフィスは保険募集及び金融仲介業務のみ行っております。

④ 財務の概要

別添「有価証券報告書」2P及び68Pをご参照下さい。

⑤ 発行済株式総数

別添「有価証券報告書」20Pをご参照下さい。

⑥ 上位10位までの株主氏名

別添「有価証券報告書」21Pをご参照下さい。

⑦ 役員の状況

役職名	氏 名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	細金 英光	有	常勤
取締役業務本部長 兼 投資サービス事業本部管理 担当本部長 兼 経理部長	新堀 博	無	常勤
取締役相談役	細金 柳生	無	非常勤
取締役	山下 英樹	無	非常勤
監査役	柳沼 正男	無	常勤
監査役	伊藤 進	無	非常勤
監査役	秋山 忠人	無	非常勤
監査役	角間 信義	無	非常勤

⑧ 役員及び使用人の数

	役 員		使用人	合 計
		うち非常勤		
総 数	8名	5名	94名	102名
(うち外務員)	(2名)	(0名)	(66名)	(68名)

記載項目 2 営業の状況

① 営業の経過及び成果

別添「有価証券報告書」9～11Pをご参照下さい。

② 取引開始基準

当社における取引開始基準として、受託業務管理規則を記載しています。

受 託 業 務 管 理 規 則

第1条（目的）

この規則は、委託者に対して誠実、且つ公正な受託業務を遂行し、もって委託者保護に資することを目的としてその適正な運営及び管理について必要な事項を定める。

第2条（管理担当班組織）

当社は、受託業務にかかわる管理体制を明確にするため、営業部門とは独立した組織である管理部門において、本社及び従たる支店ごとに管理担当班を配置する。なお、管理部門の職員は営業部門の役職を兼務してはならないものとする。

2. 受託業務にかかわる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の総括調整を行うため、本社に総括管理責任者を置く。
3. 総括管理責任者及び管理担当班責任者は、次の者がその任にあたる。
 - (1) 総括管理責任者は管理担当役員とする。なお、不在の際の措置として、本社管理部責任者を副責任者と定める。
 - (2) 管理担当班責任者は、本社においては管理部責任者、支店においては原則として支店管理副部長以上とする。なお、一時的な不在の際の措置として、本社管理部の課長代理以上の者がこれに対応する。
4. 経営上の責任体制を明確にするため、総括管理責任者の上席に代表取締役社長を最高管理責任者と定め、受託業務管理体制の実効性の確保のために指導監督を行う。

第3条（管理担当班の職務）

当社は、受託業務にかかわる運営についての責任体制を明確にするため、次のとおり管理担当班の職務を定める。

(1) 総括管理責任者

- ① 受託業務にかかわる全ての権限を有し、本規則に定める管理措置の遂行状況及び遵守状況を確認するとともに、受託の適否の決裁を行う。また、必要に応じて、管理担当班責任者並びに営業部門責任者に対して指導、勧告を行うものとする。
- ② ①の状況を定期的に取り締役に報告し、改善を要する事項がある場合は取締役会に具申し、具体的な改善措置を講ずるものとする。

(2) 管理担当班責任者

- ① 「口座設定申込書」及び「顧客カード」に基づく顧客の選別管理及び適合性の審査による受託の適否に係る意見具申並びに関係書類の保管整備
- ② 委託者の資金力、取引経験等、適格性の審査からみて不相応と判断される取引の抑制
- ③ 商品先物取引の経験のない委託者からの受託にかかわる取扱要領に基づく審査
- ④ 営業部門に対する委託者管理等にかかる指導

- ⑤ 「残高照合回答書」及び「お取引についての理解度調査書」等の申出事項による迅速な対応並びに指導
- ⑥ 委託者からの苦情、紛争に対する適切な対応及び未然防止対策
- ⑦ 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入防止措置
- ⑧ 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- ⑨ その他、委託者の保護育成に必要と認められる事項

第4条（内部管理担当者）

当社は、受託業務にかかる業務運営状況の管理、監督を行うため、以下の役割を担う内部管理担当者を管理部門及び営業部門に配置する。

- ① 外務員による受発注状況、契約状況、顧客管理状況並びに外務員自身の取引等の把握
 - ② 外務員の顧客勧誘状況等の日常的なチェック
 - ③ 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守にかかわる指導及び遵守状況の監視
 - ④ 取引内容に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な措置
 - ⑤ 不祥事等が発生した場合の調査及び発生原因の究明と適切な措置並びに発生原因分析と再発防止措置
2. 内部管理担当者は、受託業務にかかる業務運営上の問題等を把握した場合、直ちに総括管理責任者に報告しなければならない。
3. 管理部門の内部管理担当者は、管理担当班責任者とする。
4. 営業部門の内部管理担当者は、各組織の所属長とする。

第5条（勧誘行為及び取引意思の確認）

当社は、次の各号に該当する勧誘行為を行わないこととし、または、取引意思の確認等を行うものとする。

- (1) 顧客の迷惑な時間帯を考慮し、原則午後10時から午前7時までの間は勧誘を行わないこととする。
- (2) 顧客の意思に反しての長時間（3時間を目安とする）にわたる勧誘や誤解を招く勧誘、及び顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘は行わないこととする。
- (3) 顧客に対し、大声をあげる等威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘を行わないこととする。
- (4) 勧誘に先立って顧客に会社の商号、登録外務員の氏名、商品先物取引についての勧誘であること等の告知をした上で、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認することとする。
- (5) 委託を行わない旨の意思表示（勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示を含む。）を明確にされた者に対して、勧誘を継続し、またはその後の勧誘を行わないこととする。
- (6) 勧誘拒否者に対する再勧誘を防止するため、勧誘拒否の申し出があった際には、即時に当社の発信規制が制御可能なシステムに勧誘拒否者を登録し、別途定める再勧誘禁止対応規則により措置する。
- (7) 本条（2）から（6）の各段階における委託者の意思を確認したこと等について、当社所定の日誌等に記録を作成し、3年間保存する。

第6条（商品先物取引不適格者の参入防止）

当社は、次の各号に該当する勧誘は、いかなる事由があろうとも行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者に対する勧誘
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対する勧誘

- (3) 長期療養者、長期入院患者等これに準ずる者及び随時連絡がとれない者に対する勧誘
- (4) 破産者で復権を得ない者に対する勧誘
- (5) 商品先物取引をするために借入れを行う者に対する勧誘
- (6) 損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘

2. 当社は、次の各号に該当する勧誘は、適合性の原則に照らして不相当と認められるので、原則として行わないこととする。但し、次項に掲げる要件を満たす場合にあってはこの限りでない。

- (1) 恩給、年金、社会保険給付金等により主に生計を維持する者で、年金等の収入が収入全体の過半を占めている者に対する勧誘
- (2) 自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者に対する勧誘
- (3) 専業主婦等一定の所得を有しない者に対する勧誘
- (4) 満 75 歳以上の高齢者に対する勧誘
- (5) 年間の総収入が 500 万円に満たない者に対する勧誘
- (6) 社会経験の乏しい 30 歳未満の若年者に対する勧誘
- (7) 「投資可能資金額」を超える損失を発生させる可能性の高い取引に係る勧誘（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引を継続する行為を含む。）
- (8) 商品先物取引の経験がない者に対する勧誘
- (9) その他商品先物取引を行う適格性に欠けていると認められる者に対する勧誘

3. 前第 2 項各号に該当する場合の例外の要件は以下のとおりとする。

- (1) 本則第 6 条第 2 項第 1 号から第 3 号及び第 5 号については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを証明できる場合
- (2) 本則第 6 条第 2 項第 6 号については、十分な資産の裏付けがあると共に、商品先物取引の仕組み、リスクについて理解していることが証明できる場合
- (3) 本則第 6 条第 2 項第 7 号については、商品先物取引に習熟していると客観的に判断ができること、及び資産状況が確認できる具体的な記載及び変更をしようとする投資可能資金額が、顧客の生計に影響の及ぼさない額であることを確認できる旨の申出書の提出がある場合
- (4) 本則第 6 条第 2 項第 8 号については、当該顧客が職業を有し一定の収入があり、十分な資産を保有している旨の申出書の提出がある場合
- (5) 本則第 6 条第 2 項第 1 号から第 3 号の例外的要件の各号については、顧客本人の自書により自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる対象者であることを理解しているとともに、例外の要件を満たすことについて確認している旨の書面による申告があり、総括責任者が認めた場合

4. 前第 2 項第 5 号及び第 6 号に該当する委託者（損失限定取引を除く）にあっては、原則として当初初回の建玉時に預託する取引証拠金等の額を、投資可能資金額の 3 分の 1 または 300 万円のいずれか低い金額までに制限するものとする。

5. 前第 1 項各号に該当しない者であっても、管理担当班責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

第 7 条（適合性の審査）

当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するとともに、参入する者の適合性を的確に判断するため、次の各号に定める要領により、審査を行うものとする。

- (1) 担当外務員は、新規委託者からの受託にあたって、顧客から適合性の審査のために

把握すべき顧客の属性情報が具体的に記載された「口座設定申込書」の提出を受け、審査のため管理担当班責任者に提出するものとする。

- ① 「口座設定申込書」の記載事項（顧客が直接記入する）は以下のとおりとする。
 - 1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、自宅住所
 - 2) 職業（無職の場合は前職）、勤務先、勤務先住所
 - 3) 資産状況、年収、住居の状態、投資可能資金額（生活に支障のない金額）
 - 4) 商品先物取引の経験、株式取引の経験、その経験年数及び時期
 - 5) 受託契約を締結する目的
 - 6) 商品先物取引アンケート
 - 7) 個人情報の利用目的について
 - 8) その他必要と認める事項
 - ② 個人名義口座の本人確認書類は公的機関による証明書とし、その写しの提出を受けるものとする。
 - ③ ①の 3)における「投資可能資金額」とは、顧客が、商品先物取引の性質を十分に理解した上で、損失（手数料を含む。）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額である。また、顧客に投資可能資金額の申告を求める際には、その意味を顧客が理解できるよう、わかり易く説明しなければならない。
 - ④ 登録外務員は、顧客による「口座設定申込書」の記載に際して、顧客を誘導してはならない。
- (2) 担当登録外務員は、前号に基づき「口座設定申込書」の提出を受け、それに基づく「顧客カード」を自ら作成し、管理担当班責任者に提出するものとする。また、顧客に対し、属性情報等の変更があった場合、当該外務員又は管理部に申出るよう注意喚起を行い、顧客から変更の申出があった場合にはその都度顧客カードを更新するものとする。
 - (3) 管理担当班責任者は、「顧客カード」の記載内容、並びに「適合性審査に係る調書」等において顧客の適格性を精査し、特に「投資可能資金額」が顧客の資産及び収入に照らし合わせて整合性があることを審査する。また、必要に応じて、電話又は面談により口座設定申込書等の記載内容について確認を行う。
 - (4) 総括管理責任者は、最終審査者としての判断の理由及び根拠を顧客カードに記載するとともに、受託の適否の判断を行うものとする。
 - (5) 勧誘段階及び審査において不適格と判断される顧客に関しては、直ちに勧誘を中止するとともに、管理担当班責任者より受託を行わないよう営業部に指示し、指示を受けた担当登録外務員はその旨を顧客に報告し承諾を得るものとする。なお、不適格と判断された顧客の勧誘経過は、担当登録外務員が外務員日誌に記載して、再勧誘が行われないよう保管する。
 - (6) 適合性の審査が終了する前に約諾書の差入れを受けたり、取引証拠金等の受理、または取引の受託を行わないものとする。
2. 顧客カードの写しは、全てこれを第 2 条第 2 項に定める総括管理責任者のもとに備え付けるものとする。
 3. 顧客カードは、本社管理部が取引終了後 10 年間保存するものとする。

第 8 条（不招請勧誘の禁止）

不招請勧誘の禁止の対象は、個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために行われる以下の商品取引契約の勧誘である。

- (1) 商品市場における取引及び外国商品市場取引における相場等に係る変動により、当該商品取引契約に基づく取引について当該個人顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が、取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがあるもの。
- (2) 店頭商品デリバティブ取引の全て

2. 商品取引契約の締結の勧誘を要請（顧客が当社に対して、自らに対して勧誘を行うことを明確に求めること）していない個人顧客に対し、「訪問し、又は電話をかけて」当該商品取引契約の締結の勧誘をすること及び商品取引契約の締結を目的とした勧誘受託意思の確認や適合性の確認を含む一切の行為。
3. 個人顧客が一般的事項に関する照会や取引概要に関する資料請求を行ったことをもって、勧誘の要請を行ったとみなさない。

第9条（不招請勧誘の禁止の対象外）

不招請勧誘の禁止の対象外となるのは以下の商品取引契約の勧誘である。

- (1) 損失限定取引
 - (2) 当社からダイレクトメールを個人顧客に対して送付する行為。
 - (3) 顧客から来店又は電話をかけてきて、勧誘の招請を受けた場合。
2. 勧誘の招請状況等の把握
- 顧客から勧誘の招請を受けた当該外務員は、その招請状況及び過去の取引実態等の顧客情報を適確に把握するために、「勧誘要請カード」を作成し、顧客の実態状況に則した勧誘に努めること。「勧誘要請カード」は当該所属部で継続的に保管し、管理部の適合性の審査の際に提出するものとする。

第10条（セミナー等に係る勧誘）

セミナー等（講演会、学習会、説明会等の名目の如何は問わない。）を開催して顧客を集め、当該顧客に対して商品取引契約の締結の勧誘を行う場合には当該セミナー等に係る広告等及び送付する案内状等に、商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示するものとする。

2. セミナー等の名称が商品取引契約に関連するものであることを明確に表すとともに、当該商品取引契約の勧誘を行う目的がある旨を明確に表示するものとする。

第11条（勧誘の際の説明義務）

商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、契約締結前交付書面及び受託契約準則を交付し、次に掲げる事項を図画又は表を活用し、顧客が理解するまで説明するとともに、商品先物取引の投機的本質について危険開示を行い、顧客の判断と責任において取引を行うものであることを了知させるものとする。

- (1) レバレッジ取引は、現物の取引とは異なり、取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の数倍から数十倍の額の取引を行うものであるため、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では、相場の変動が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であることや、相場が何円変動したら、これだけの利益・損失が出るという具体的な計算例を用いてレバレッジ比率等を説明する。
- (2) レバレッジ取引は、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあることについて、その仕組みを含めて説明する。
- (3) 取引証拠金等の種類等を説明する際には、その発生する仕組みや顧客が預託する時期も含めて説明する。
- (4) 手数料等に関する事項について、取引の損益に加えて委託手数料がかかること及び手数料等は売り、買い双方の取引に必要なこと、さらに、対面取引、電子取引や取引数量の大小等に応じて異なる手数料体系を採用している場合の概要について説明する。
- (5) 禁止行為に関する事項について、禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨について、顧客に理解できるよう分かりやすく説明する。
- (6) その他商品先物取引法施行規則第104条に定める事項について、同様に説明する。
- (7) 相場の変動によって不足額が発生することや、思惑と逆方向に動いた時の対処方法について「相場の変動の対処方法の説明及びリスクの確認」により具体的に説明する。

2. 説明義務の履行にあたっては、(1)から(5)の事項について説明した後、顧客が説明内容を理解していることを書面にて確認するものとする。

第12条（委託者の保護育成措置）

当社は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者、または商品先物取引の経験の浅い委託者並びにこれと同等と判断される委託者については3ヶ月の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し、第7条に定める説明を行うことにより商品先物取引について十分な理解と認識を求める。
- (2) 取引にあたっては、特に取引証拠金及び損失の発生についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引についてはこれを抑制する等の措置を講ずるものとする。
- (3) 商品先物取引の経験が直近3年以内に延べ90日以上ある経験者以外の顧客は新規委託者として取り扱うものとする。
- (4) 商品先物取引に対する理解度を判定するため下記の事項について「お取引についての理解度調査書 No.1」で調査を行い、その結果、未だ理解が充分でないと思われる委託者については、受託枚数の抑制等適切な措置を講ずるものとする。
 - ① 「契約締結前交付書面」の内容についての理解
 - ② 商品先物取引の損益発生仕組み及び損益計算方法の理解
 - ③ 取引証拠金の性格及び不足額の計算方法の理解
 - ④ CB（サーキットブレーカー）についての理解
- (5) 上記に掲げるもののほか、商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱については、別に定める「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にかかわる取扱要領」によるものとする。

第13条（不正資金流入防止措置）

当社は、次の各号に該当する者の受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関、及び証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファインナンス会社、リース会社などのノンバンクで直接、または間接的に金銭、有価証券等の取扱いにかかわる者
 - (2) 国、地方公共団体その他公益機関の直接または間接的に金銭、有価証券等の取扱者
 - (3) (1)以外の民間企業等における直接または間接的に金銭、有価証券等の取扱者
2. 前項各号に該当する委託者にあつては、預託時に当該資金が自己資金である旨を申述する直筆書面（「自己資金申出書」）の提出を求めるものとする。
3. 第1項各号に該当する委託者の実入金額（総入金額－総出金額）が、口座設定申込書に、本人が記載した資産状況（金融資産）相当額を超えたときに監視を強化するとともに、それ以降1回当たりの入金額が300万円を超える都度当該委託者の資金について調査を開始する。調査業務は管理担当班等が担当し、営業部はこれに協力しなければならない。調査が困難であると判断したときは、外部機関を利用して調査することができる。
4. 前項調査にあつては、資金の裏付けとなる証明書類（預金通帳等のコピー、残高証明書等）の提出を求める。但し、証明書類等を提出しない場合、又はこれを拒んだ場合には、その後の新たな証拠金の預託及び建玉の受注は行わない。
5. 第3項の調査に関しての記録を作成し、これを10年間保存するものとする。

6. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、直ちに決済するよう要請するとともに、その後の預託は不正資金の有無にかかわらず受託しないものとする。

第14条（委託者との入出金に係る措置）

当社は、委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行う。ただし、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については、管理担当班責任者が委託者ごとにその必要性について個別に審査し、総括管理責任者の承認を得て行う。

2. 取引証拠金等を現金により受領する場合は、あらかじめ金額を記載した会社発行の取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
3. 外務員が委託者から現金を授受したときは、当該外務員以外の役職員が当該委託者に対し、受領した金額、日時、外務員の氏名等について確認する。
4. 現金の授受に当たっては、原則として複数の役職員で対応するものとする。ただし、やむを得ず単独で対応する場合には、管理担当班責任者の承認を得ることとする。

第15条（建玉制限）

当社は、取引所の市場管理要綱に定める建玉制限について、必要に応じて書面により通知する。

2. 取引所の定める市場管理要綱とは別途に、当社は委託者から受託する枚数に制限を設けることがある。但し、制限を設けた場合には委託者にその主旨をよく説明し、理解を得た上で、取引に参加させるものとする。
3. 当社は、自己の取引を取扱うディーリング室と委託の取引を取扱う市場部とを明確に区分し、各部に責任者を置くものとする。

第16条（委託者の疑義等の解明努力）

当社は、委託者からの取引等にかかわる疑義、相談等についての対応は、本店及び従たる支店の顧客相談室が行うものとする。

2. 顧客相談室は、取引経緯等の記録の充実・整備により、積極的に委託者からの疑義の解明にあたるとともに関係資料の提示等により早期に疑義の払拭を行うものとする。

第17条（違反者に対する懲戒）

本規則に違反した者に対しては、当社が設置する受託業務指導委員会に諮り、別に定める受託業務指導委員会規則に従って懲戒する。

第18条（広告等に係る管理措置）

当社は、日本商品先物取引協会が定める会員の広告等に関する規則に基づき、「経営上の責任体制」を明確にするため、総括管理責任者を広告に係る社内管理責任者とし、適切な管理を行うものとする。

第19条（勧誘方針の策定及び公表）

- (1) 勧誘方針の策定について、適合性の原則に基づく勧誘を行うこと等、その他勧誘の適正の確保のために必要な事項を定めるものとする。
- (2) 勧誘方針の公表について、本店、支店その他の営業所等において顧客が勧誘方針を見やすいよう掲示する方法若しくは閲覧に供する方法のほか、公衆の求めに応じて自動的に無線通信又は有線電気通信の送信により行う方法を定めるものとする。

第20条（顧客に対する情報提供等）

当社は、苦情・紛争の未然防止のため、商品先物取引を行うに当たって注意すべき事

項について、ホームページに掲載するものとする。

2. 当社は、苦情・紛争の早期解決のため、当社の顧客相談窓口及び日本商品先物取引協会の相談センターの所在地及び電話番号について、ホームページに掲載するものとする。

第21条（その他の管理措置）

本規則で定める措置のほか、法令諸規則の遵守、会社リスク管理の向上等の観点から必要と考えられる管理措置を規定し、社内管理の充実を図るものとする。

なお、電子情報処理組織と委託者の使用にかかわる入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して委託者の指示を受けて取引の受託を受ける取引にあたっては、その性質に反しない限りこれに準じた措置を講ずることとする。

第22条（受託業務管理規則の制定及び改正）

受託業務管理にかかわる経営上の責任を明確にするため、本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行うものとする。なお、軽微な改正は稟議規程に基づいて行う。

第23条（日本商品先物取引協会への届出）

本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

（附 則）

- 1.この規則は平成 17 年 5 月 1 日から施行する。
- 2.この改正は平成 17 年 7 月 21 日から施行する。
- 3.追加記載により平成 17 年 11 月 11 日より施行する。
- 4.この改正は平成 19 年 9 月 30 日から施行する。
- 5.この改正は平成 20 年 1 月 1 日から施行する。
- 6.この改正は平成 20 年 11 月 26 日から施行する。
- 7.この改正は平成 21 年 3 月 1 日から施行する。
- 8.この改正は平成 21 年 9 月 1 日から施行する。
- 9.この改正は平成 21 年 10 月 20 日から施行する。
- 10.この改正は平成 22 年 3 月 19 日から施行する。
- 11.この改正は平成 22 年 9 月 1 日から施行する。
- 12.この改正は平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
- 13.この改正は平成 23 年 6 月 30 日から施行する。

以 上

商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にかかわる取扱要領

当社は受託業務管理規則第 12 条第 5 号に基づき、商品先物取引の経験のない新たな委託者からの取引の受託（損失限定取引を除く）を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の資質、資力等を考慮した上で、相応の建玉枚数の範囲内において受託を行うよう、次の事項を遵守するものとする。

1. 当社は直近の 3 年以内に延べ 90 日間以上の商品先物取引の経験のない者を未経験者と定め、次の通り制限するものとする。
 - (1) 取引開始から 3 ヶ月間の習熟期間における取引量（当社必要証拠金額）を投資可能資金額の 2 分の 1 までとする。
 - (2) 新規建玉に係る当社必要証拠金は、当該注文時にまでに預託するものとする。
2. 未経験者から習熟期間中に投資可能資金額の 2 分の 1 を超える取引を希望する旨の申出があった場合には、以下の要件を満たす場合であって、総括管理責任者が許可した場合に限り、当該取引を受託できるものとする。
 - (1) 委託者から、商品先物取引の経験のない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び例外の要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告があること。
 - (2) 委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できること。
3. 3 ヶ月の習熟期間を経過した委託者については、以下の要件を満たす場合であって、総括管理責任者が許可した場合に限り、習熟期間における取引量の制限を解除するとともに新規建玉に係る当社必要証拠金の預託時期を当該注文が成立した翌営業日正午まで猶予するものとする。
 - (1) 「お取引についての理解度調査書」 No.1 の提出があること。
 - (2) 3 ヶ月以内に 2 回の残高照合回答書の提出があること。
 - (3) 商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できること。但し、上記 2. の規定に基づく許可を受けた委託者にあってはこの限りではない。

(附 則)

1. この取扱要領は平成 17 年 5 月 1 日から施行する。
2. この改正は平成 17 年 7 月 21 日から施行する。
3. この改正は平成 19 年 9 月 30 日から施行する。
4. この改正は平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

以 上

電子取引に係る受託業務管理規則

株式会社フジトミ

第1条（目的）

この規則は、電子取引（インターネット等の通信手段を利用して行う取引）に係る受託業務の適正な運営・管理、及び委託者保護を図ることを目的とする。また、本規則に定めるもの以外は「受託業務管理規則」を準用する。

第2条（電子取引所管部）

電子取引による受託業務の所管部をホームトレード部とする。また、電子取引による受託業務の総括管理責任者は管理担当役員とする。

第3条（所管部の職務）

ホームトレード部は、次の職務を行う。

- (1) 電子取引の口座開設の受付
- (2) 顧客カード、本人確認書の作成
- (3) ID、パスワードの発行及び管理
- (4) 売買注文の受付及び執行の管理
- (5) システム障害等への対応
- (6) 顧客からの相談等の受付
- (7) 電子取引の広告に関する業務

第4条（商品先物取引に係る説明・口座開設）

当社は、顧客に商品取引所法関係法令及び諸規則における説明書（契約締結前交付書面）等の関係書面を電子的方法で交付し、商品先物取引の仕組み、投機性等の基本事項について開示を行う。

2. 当社は、顧客が自己の判断と責任において取引を行うことについて十分な自覚があること及び前項の関係書面記載の事項について理解していることについての確認を電子的方法で行った後、口座開設申込みを電子的方法を介して受け付ける。
3. 電子取引は、「非対面性」、「非書面性」という特性を有することから、顧客の本人確認書類を求めるとともに取引のIDの通知を簡易書留郵便で自宅住所に郵送するものとする。また、必要に応じて面談等を行うものとする。

第5条（顧客カードの作成と適合性の審査）

当社は、参入者の適合性を判断するために、以下のとおり審査を行うものとする。

- (1) ホームトレード部は、新規委託者からの受託にあたって、顧客から提出を受けた口座開設書類（電子的方法により受け付けたものを含む）に基づき「顧客カード」並びに「本人確認書」を作成し、審査のため管理担当班責任者に提出するものとする。また、定期的に委託者に対し、属性情報等の変更があった場合、ホームトレード部に申し出るよう注意喚起を行い、顧客から変更の申し出があった場合にはその都度「顧客カード」を更新するものとする。
- (2) 管理担当班責任者は、「顧客カード」の記載内容等において、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的を踏まえ、適合性を審査する。また、必要に応じて、電話又は面談により口座設定申込書等の記載内容について確認を行う。
- (3) 総括管理責任者は、最終審査者としての判断の理由及び根拠を「顧客カード」に記載するとともに、受託の適否の判断を行うものとする。
- (4) 投資可能資金額は原則として委託者が口座開設の申込書に記入した金額とするが、委託者の年齢、年間所得及び金融資産額を基準として審査を行い、その範囲内にお

いて当社の定める事があるものとする。この場合、速やかに委託者に通知するものとする。

第6条（商品先物取引不適格者参入防止措置）

当社は、次の各号に該当する者に対しては口座開設を行わない。なお、口座開設後に該当することが発覚した場合は、速やかに口座を閉鎖する等の措置を講ずる。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人及び精神障害者・知的障害者及び認知障害者に認められた者
- (2) 生活保護法により保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期療養者、長期入院患者等これに準ずる者及び随時連絡がとれない者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 商品先物取引をするため借入れを行う者
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者

2. 当社は、次に該当する者については、適合性審査に照らして不相当と認められるので、原則として口座開設を行わないものとする。但し、第3項の各号に掲げる要件を満たす場合であって、総括管理責任者が許可した者に限り、口座開設を受付けることができる。

- (1) 恩給、年金、社会保険給付金等により主に生計を維持する者で、年金等の収入が収入全体の過半を占めている者
- (2) 自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
- (3) 一定の所得を有しない者
- (4) 70歳以上の高齢者
- (5) 年間の総収入が500万円に満たない者
- (6) 社会経験の乏しい25歳未満の若年者
- (7) 事業目的、事業内容、財務内容等から商品先物取引を行うことが不相当と認められる法人
- (8) その他、商品先物取引を行う適格性に欠けていると認められる者

3. 前項各号に該当する場合の例外の要件は以下のとおりとする。但し、顧客本人の自書による書面又は当社に登録されたメールアドレスからのメールにより、自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる対象者であることを理解していると共に、例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の申告がある場合に限る。

- (1) 前項第1号から第3号及び第5号については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していると認められる場合
- (2) 前項第4号については、当該顧客が職業を有し一定の収入がある者または投資可能資金額が全損しても生活に支障のない資金であることの証明がある場合であって、直近3年間に延べ90日以上の商品先物取引を行う等、商品先物取引を行うにふさわしい十分な投資経験があると認められ、且つ商品先物取引の仕組み、リスクその他説明を受けた事項を的確且つ十分に理解している場合
- (3) 前項第6号については、十分な資産の裏付けがあると同時に、商品先物取引の仕組み、リスクについて理解していることが認められる場合

4. 第2項第5号及び第6号に該当する委託者にあつては、原則として初回の建玉時に預託する取引証拠金等の額は、投資可能資金額の3分の1または300万円のいずれか低い金額までに制限する。

5. 第1項及び第2項の各号に該当しない者であっても、管理担当班責任者がその者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、受託を行わないこととする。

6. 「投資可能資金額」を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失しても生活に支障のない範囲で設定さ

れ、その裏付けとなる資産を有しており、且つその内容を具体的に記載した顧客本人の自書による書面又は当社に登録されたメールアドレスからのメールによる申告がある場合であって、総括管理責任者が許可した者に限り、投資可能資金額の変更を認めるものとする。

第7条（取引の受託等に係る規制）

取引の受託等に係る規制（商品先物取引法関係法令及び諸規則並びに商品取引所における市場管理に関する規制等）のうち、主な内容をホームページにおいて表示するものとする。

第8条（不正資金流入防止措置）

当社は、次の各号に該当する者の受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関、及び証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファインナンス会社、リース会社などのノンバンクで直接または間接的に金銭、有価証券等の取扱にかかわる者
 - (2) 国、地方公共団体その他公益機関において直接または間接的に金銭、有価証券等の取扱にかかわる者
 - (3) (1) 以外の民間企業等において直接または間接的に金銭、有価証券の取扱にかかわる者
2. 前項各号に該当する委託者にあつては、預託時に当該資金が自己資金である旨の自書による書面（「自己資金申出書」）の提出を求めるものとする。
 3. 第1項各号に該当する委託者の差引金額（総入金額－総出金額）が、口座設定申込書に、本人が申告した資産状況（金融資産）相当額を超えたときに監視を強化するとともに、それ以降一回あたりの入金額が300万円を超える都度当該委託者の資金について調査を開始する。調査業務は管理担当班が担当し、ホームトレード部はこれに協力しなければならない。調査が困難であると判断したときは、外部機関を利用して調査する事が出来る。
 4. 前項調査にあつては、資金の裏付けとなる証明書類（預金通帳等のコピー、残高証明書等）の提出を求める。但し、証明書類等を提出しない場合、又はこれを拒んだ場合には、その後の新たな証拠金の預託及び建玉の受注は行わない。
 5. 第3項の調査に対しての記録を作成し、これを10年間保存するものとする。
 6. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、直ちに決済するよう要請するとともに、その後の預託は不正資金の有無にかかわらず受託しないものとする

第9条（記録の保存）

取引の公正性の確保及び委託者との紛争の未然防止のため、取引の注文及びその処理結果等委託者とのホームページ又は電子メールによる交信内容について、電磁的方法により記録し、5年間これを保存する。

第10条（ID及びパスワード等の取扱及び管理）

委託者のID及びパスワード等を適切かつ厳正に取扱うため、その取扱を以下の通り定める。

- (1) 登録手続き
 - ① 受託契約完了後、ホームトレード部がID及びパスワードの設定を行う。
 - ② IDは簡易書留郵便により委託者の自宅住所に郵送し、パスワードは委託者が申込

時に登録した電子メールアドレスに配信するものとする。

(2) ID 及びパスワードの変更

委託者は登録変更画面でパスワードを変更できるものとする。ID の変更は原則できないものとする。

(3) ID 及びパスワードの再発行の取扱

ID 及びパスワードの再発行は、委託者が当社に登録の電子メールアドレスで依頼した場合に限り行う。また、ID は簡易書留郵便により委託者の自宅住所へ送付し、パスワードは当社に登録の電子メールアドレスへ配信する。

(4) 守秘義務

ID 及びパスワードは、部外者に対して通知・漏洩してはならない。

第11条（セキュリティの確保）

電子取引に係るシステムのセキュリティ確保のため、以下の事項を講じる。

(1) 交信情報の暗号化

(2) ネットワーク不正侵入に対する防止策

(3) コンピューターウイルスに対する防止策

2. 委託者との間で行われる電子メール等による交信の際においてもセキュリティの確保に十分留意する。

第12条（システム障害への対応）

電子取引に係るシステム障害（以下、「システム障害」と言う。）が発生した場合に備え、必要なバックアップ体制を敷くとともに、システム障害等の対策としてコンティンジェンシー・プランを別途作成する。

第13条（システム障害の記録・報告）

システム障害が発生した場合には、その状況及び対応の経緯等について記録し、適宜再発防止策を講じる。

2. システム障害の発生時、把握している事実を管理担当役員へ速やかに報告しなければならない。

3. システム障害を認識した際には、所定の様式に従って障害報告書を主務省及び日本商品先物取引協会に提出する。但し、取引に重大な影響を及ぼす若しくは及ぼす可能性のある障害については書面に先立ちすみやかに報告を行うものとする。

第14条（広告に関する規制）

電子取引に係る広告を行うときは、事前に広告に係る社内管理責任者の承認を受け、関係諸法令及び諸規則に従い適切に実施するものとする。

第15条（日本商品先物取引協会ホームページへのリンク）

当社が商品先物取引法に基づく受託業務の許可を受けていることの確認のため、当社ホームページに日本商品先物取引協会ホームページの会員名簿へのリンクを設ける。

第16条（制定及び改正）

本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行うものとする。なお、軽微な改定は稟議規程に基づいて行う。

第17条（日本商品先物取引協会への届出）

本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(附 則)

本規則は平成 19 年 2 月 1 日から施行する。
この改正は平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
この改正は平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

(改正年月日)

平成 19 年 9 月 30 日
平成 20 年 12 月 1 日
平成 21 年 9 月 1 日
平成 21 年 10 月 20 日
平成 22 年 1 月 12 日
平成 22 年 3 月 19 日
平成 22 年 9 月 24 日
平成 22 年 12 月 17 日
平成 23 年 3 月 1 日

以上

③ 顧客数

平成23年3月末現在の契約口座数は1 6 9 0 口座です。

記載項目3 経理の状況

① 貸借対照表

別添「有価証券報告書」66～67Pをご参照下さい。

② 損益計算書

別添「有価証券報告書」68～69Pをご参照下さい。

③ 株主資本等変動計算書

別添「有価証券報告書」71～73Pをご参照下さい。

④ 個別注記表

別添「有価証券報告書」74～77Pをご参照下さい。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。別添「有価証券報告書」に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」をご参照下さい。

以上